



老人愛の牛乳給食サービス事業



牛乳給食サービス事業の目的

満70歳以上の人暮らしの高齢者に対して、安否の確認のために牛乳等の給食を行い、地域における安心した暮らしづくりを推進します。

対象者は・・・

満70歳以上の人暮らしの高齢者のうち給食を希望する方又は会長が特に認めた方
 <対象にならない方>（裏面参照）

- ① 三親等内の血族が町内に居住している者
- ② 吉見町在宅高齢者等配食サービスを受けている者
- ③ 介護保険法における居宅サービスを受けている者



実施内容は・・・

町内の牛乳給食に理解のある業者（委託契約による）から、牛乳給食（牛乳・ヤクルト・ヨーグルト）を週2本配達します。

※ただし、業者都合による休暇等があります。その都度、業者より利用者へ案内がありますので、ご確認ください。

エリア	配達日
東一地区	
西地区（根古屋・八反田・流川・六ノ谷・久米田一部・和名・御所・黒岩・御所団地・ひばりヶ丘・松ノ平・たつみ平）方面	月・木
東二地区・南地区・西地区（久米田一部）方面	火・金
西地区（田甲・前山・長谷・新吉見・さくら台・山ノ下） 北地区（中曾根）方面	月・金
北地区（中曾根以外）・西地区（天王山・湖畔・日向山・南吉見・学校前・みどりヶ丘）方面	火・木

利用方法は・・・

- ①利用を希望する方は、担当地区の民生委員に相談します。
- ②「吉見町老人愛の牛乳給食サービス申請書」に必要事項を記入し、民生委員を通じて社会福祉協議会に申込みを行い、審査のうえ給食の可否を決定します。
- ③業者（委託契約による）から利用者に対し、配達日、配達方法、開始日等の連絡及び確認を行います。

利用上の注意について

- 不在になる場合（外泊、旅行、入院等）は、必ず担当地区の民生委員または社会福祉協議会に連絡してください。給食時に安否確認がとれなかった場合には、申請書の緊急連絡先に確認させていただきます。
- 再開される場合は、速やかに担当地区の民生委員または社会福祉協議会に連絡してください。

【問い合わせ先】 社会福祉法人 吉見町社会福祉協議会
 (電話) 54-5228 (Fax) 54-6905

この事業は、一部、共同募金の配分金を受けて実施しています。

<対象者について>

町や社会福祉協議会では、これまで安否確認をはじめとする高齢者福祉の向上のために自助、互助、共助、公助の連携による様々な施策を行ってきました。

高齢者福祉に関する施策については、一定の充実が図られてきている状況を踏まえ、牛乳給食サービス事業に関して、互助、共助、公助の連携の観点から、この事業による安否確認を真に必要とする方を対象とするため、対象者の範囲について整理を行うこととしました。

三親等内の親族が町内に居住している方や、各種サービスの受給者については、互助、公助の観点から、原則として対象者とはなりませんが、特別な事情がある場合など会長が特に認める方については、この事業の対象者としています。

のことにより、この事業による安否確認を真に必要とする方に漏れのないサービスの提供が行われるようにしています。

① 三親等内の**血族**が町内に居住している者

(三親等内の**血族**)

- 1 親等：父母、子ども
- 2 親等：兄弟姉妹、祖父母、孫
- 3 親等：おじおば、甥姪、ひ孫、曾祖父母

② 吉見町在宅高齢者等配食サービスを受けている者

65歳以上の高齢者のみの世帯で食事作りが困難な方にお弁当（昼食）を自宅にお届けし、安否確認をします。

③ 介護保険法における居宅サービスを受けている者

※申請時点の状況で、対象の可否の判断をさせていただきます。

※申請後、社協からも保険者へ最終確認を行います。

(介護保険法における居宅サービス)

訪問介護（訪問型サービスA、訪問型サービスB含む）

訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護含む）

訪問看護（介護予防訪問看護含む）

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション含む）

居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導含む）

通所介護（通所型サービスA含む）

通所リハビリテーション

（介護予防通所リハビリテーション、通所型サービスC含む）

福祉用具貸与

○地域密着型サービス（介護予防含む）、施設サービス（介護予防含む）の利用は除く

○特定福祉用具購入及び居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修含む）は除く